

議会議案第2号

市立小・中学校での生理用品設置を求めることに関する決議について

市立小・中学校での生理用品設置を求めることに関し、次のとおり決議する。

令和3年（2021年）6月29日提出

提出者	鎌倉市議会議員	藤本 あさこ
同	同	上 久坂 くにえ
同	同	上 長嶋 竜弘
同	同	上 前川 綾子
同	同	上 吉岡 和江
賛成者	同	上 千 一
同	同	上 井上 三華子
同	同	上 竹田 ゆかり
同	同	上 大石 和久

市立小・中学校での生理用品設置を求めることに関する決議

昨年より続くこのコロナ禍において、女性の貧困の実態が明るみになった。コロナ禍以前より社会問題であった賃金格差や女性による非正規労働者率の高さが、コロナ禍によりさらに悪化している。特に、女性の健康維持に欠かせない生理用品が手に入らない「生理の貧困」問題がクローズアップされている。

任意団体「#みんなの生理」が実施したアンケートでは、27%の若年女性が生理用品の購入に困った経験があると回答している。そのほかにも「父親に虐待されていて生理用品を買えないため、万引きして入手している」「生理用品を買えないため、1枚で半日過ごしている」などの意見もあり、別の社会課題を引き起こす原因にもなっている。「生理の貧困」問題は、共生社会の実現に向け、根本的解決を図るべきである。

鎌倉市は、国からSDGs未来都市の認定を受け、誰一人取り残さない社会の実現を全国に先駆けて推進する都市を目指している。SDGsでは、目標5「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」と定められ、ターゲット5.6において「性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する」とうたわれている。

また、鎌倉市共生社会の実現を目指す条例の第3条で「市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること」との基本理念が示されていると同時に、第4条においては、市の責務として「先進的な取組を視野に入れつつ、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する」と定めている。

こうした背景を踏まえ、まずは市及び教育委員会が「生理の貧困」問題に起因して現れている課題に対応する早急な措置を講ずるとともに、中期的には、「生理の貧困」問題の根本的な解決を図る施策を検討し、実行する必要があると考える。「生理の貧困」問題は、個人の尊厳や人権が深く関わる問題であることから、当事者の視点に立った措置や施策の実施が必要である。また、何よりも「現に困っている人に生理用品を届けるために、可能な限り多くの手段を確保する」ことを優先すべきである。

よって、鎌倉市及び鎌倉市教育委員会においては、下記の取組を開始することを強く要望する。

市立小・中学校において、児童・生徒の心理的なハードルに配慮し、個室トイレへの設置等、入手しやすくプライバシーが守られる環境で生理用品の無償提供を試験的に実施し、本格実施への課題を整理すること。

なお、現在実施されている保健室での貸与については、無償提供とすることを検討されたい。

以上、決議する。

令和3年（2021年）7月2日

鎌倉市議会